

平成24年8月30日

関東地方整備局建政部計画管理課

小林 雄一 印

報告書

(本件訴訟において平成19年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図と誤認して書証として提出された経緯について)

第1 事実経緯

- 平成16年1月頃 本件鉄道事業に係る補助金申請のために国土交通本省街路課(以下「本省街路課」という。)及び関東地方整備局都市整備課と東京都が行った「設計協議」用の図面が、関東地方整備局と東京都との本件都市計画事業認可申請前の打ち合わせで使用され、関東地方整備局計画管理課が同図面を預かったと思われる。
- 平成16年2月 2日 東京都担当職員との打合せを経た後、東京都から関東地方整備局へ都市計画事業認可申請書提出。
東京都から申請書及び図面等の添付資料を1部(水色ファイル1冊)提出を受けたと思われる。
その時点で、関東地方整備局は、打ち合わせで使用していた「設計協議」用の図面を破棄しなかったと思われる。
- 平成16年2月18日 関東地方整備局から本省街路課へ事前協議の申し込み。局内決裁後、補助金本省所管案件のものは本省各課へ事前協議を行うため鉄道事業の補助金を所管している本省街路課へ協議書を送付した。
当時、申請者から、申請書及び図面等の添付資料については申請時に1部しか提出してもらっておらず、本省協議の際、申請書については原本を関東地方整備局で保管したうえで写しを本省へ送付していたが、図面等の添付資料については、原本を送付し、協議が整った後、本省から関東地方整備局へ返却してもらう方法をとっていた(処理マニュアル参照)。
- 平成16年3月17日 本省街路課から関東地方整備局へ、本件鉄道事業認可について「異存無い」との回答。
この時に本省街路課より図面等の添付資料(原本)の返却はなかったものと思われる。
- 平成16年3月18日 関東地方整備局長が東京都に対し、都市計画事業認可をした。
- 平成16年3月23日 官報告示
- 平成16年～18年頃 本件都市計画事業認可手続きの完了後、関東地方整備局内で文書管理を行う際に、事業認可申請書の原本及び破棄せず保管

していた「設計協議」用の図面を黒いファイル（以下「本件黒ファイル」という。）につづったと思われる。

平成18年9月 7日 本件訴訟提起

平成19年頃 本省との事前協議が必要となる案件において、各都県担当者から関東地方整備局に提出される図面等の添付資料については、2部ずつ作成の上、提出されるようになった。

平成19年9月 3日 口頭弁論期日において、被告国が、本件黒ファイル内につづった「設計協議」用の図面を乙第26号証及び第27号証各1、2として提出。

平成24年6月11日 上申書提出

第2 誤って書証を提出した原因について

1 関東地方整備局から本省街路課に対して、事前協議に際して、本件事業認可申請書の写しが提出された際、本件設計概要図及び本件事業地表示図等の添付資料の各原本等の一件書類が貸し出されたものであるが、当時、関東地方整備局から本省へ貸し出された一件書類は、事業認可後に至っても、直ちに本省から関東地方整備局へと返還されない場合が多いのが実情であった（本件処理マニュアル参照）。

そこで、関東地方整備局は、本件鉄道事業認可がされた後、遅くとも平成19年頃までには、本省との事前協議が必要となる案件において、各都県担当者から関東地方整備局に提出される図面等の添付書類については、その1部が本省から返還されなかったとしても事業認可等に係る事務手続に停滞等が生じないようにするため、それぞれ2部ずつ作成の上、提出を受けるように取扱いを変更した（上記第1参照）。

2 しかし、関東地方整備局から本省街路課に貸し出された本件鉄道事業認可に係る一件書類（本件設計概要図及び本件事業地表示図を含む。）についても、平成24年に至るまで本省街路課において保管され、関東地方整備局に返還されないままになっていた。

本件訴訟において平成19年提出図面を提出した当時、関東地方整備局の訴訟担当者は、その当時既に上記設計概要図及び事業地表示図等が2部作成・提出される取扱いが開始されていたことから、本件設計概要図及び本件事業地表示図が被告東京都から関東地方整備局へ各2部提出されているものと考え（現実には、上記のとおり、当該図面が2部作成・提出される取扱いに変更されたのは、本件鉄道事業が認可された後であるから、本件設計概要図及び本件事業地表示図は、被告東京都が各1部しか作成・提出していなかった。）、本件黒ファイルにつづられていた図面（乙第26号証及び第27号証）が、そのうちの1部であると思い込み、本件口頭弁論期日において、その写しを書証（平成19年提出図面）として提出するに至ったものである。

3 以上のとおり、本件訴訟において、平成19年提出図面が本件設計概要図及び本件事業地表示図と誤認されて提出されたのは、関東地方整備局が、本省街路課に貸し出した本件水色ファイル（本件設計概要図及び本件事業地表示図の各原本がつづり込まれたもの）の返還を求めることを怠っていたこと、関東地方整備局の訴訟担当者が、当時の図面作成の取扱いを誤解し、本件黒ファイルにつづられていた図面袋に納入さ

れた平成19年提出図面が、本件設計概要図及び本件事業地表示図であると誤信した
ことに起因するものと考えられる。

以上